

令和3年度

介護ロボット・ICT導入支援事業
手引き

宮城県
保健福祉部長寿社会政策課

令和3年10月4日

<問合せ先>

長寿社会政策課 介護人材確保推進班

TEL 022-211-2554

FAX 022-211-2596

E-mail choujuz@pref.miyagi.lg.jp

目次

1 介護ロボット・ICT導入支援事業について	2
(1) 事業の目的	2
(2) 事業の内容	2
(イ) 介護職員の負担軽減に資する介護ロボットを介護サービス事業所に導入する事業	3
(ロ) 介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボットを介護サービス事業所に導入する事業	5
(ハ) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業	6
(ニ) 介護記録，情報共有，請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末，介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業	8
(3) 手続きの流れ.....	10
(4) 申請方法.....	11
(5) 必要書類について.....	12
(6) 申請書の書き方	14
(7) Q&A.....	21
2 対象となる機器の例について	27

1 介護ロボット・ICT導入支援事業について

(1) 事業の目的

- ① 介護事業所への介護ロボットの普及促進
- ② 介護従事者の負担軽減

(2) 事業の内容

補助対象事業は以下の4種類あります。

- (イ) 介護職員の負担軽減に資する介護ロボットを介護サービス事業所に導入する事業
- (ロ) 介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット等を介護サービス事業所に導入する事業
- (ハ) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業
- (ニ) 介護記録、情報共有、請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末、介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業

(イ) 介護職員の負担軽減に資する介護ロボットを介護サービス事業所に導入する事業

補助対象者	県内に介護サービス事業所を有する法人
<p>補助対象機器の要件</p> <p>※1～3を全て満たすこと。</p>	<p>1 目的要件（下記(1)(2)両方を満たす必要あり。）</p> <p>(1) ①移乗介助，②移動支援，③排泄支援，④見守り・コミュニケーション，⑤入浴支援，⑥介護業務支援のいずれかの場面で使用するもの</p> <p>(2) 介護従事者の負担軽減効果のあるもの</p> <p>2 技術的要件（下記(1)(2)のいずれかを満たす必要あり。）</p> <p>(1) ロボット技術を活用して，従来の機器ではできなかった優位性を発揮するもの ※ (i)センサー・AI等により外界や自己の状況を認識し，(ii)これによって得られた情報を解析し，(iii)その結果に応じた動作を行う介護ロボット</p> <p>(2) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択されたもの（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。） （http://robotcare.jp/（介護ロボットポータルサイト））</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており，一般に購入できる状態にあるもの</p>
補助対象経費	<p>○ 備品購入費 … 介護ロボットの購入代金</p> <p>○ 使用料及び賃借料 … 介護ロボットのレンタル料，リース契約料 ※ 補助金交付年度の支払分のみ対象</p> <p>○ 需用費・役務費 … 運搬費，配送料，初期設定費用</p> <p>※ 下記については補助対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・保険料 ・携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 ・機器のメンテナンスに要する費用 ・交付決定前に購入又は賃借したもの ・その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用
補助率 (補助上限額)	<p>【移乗支援（装着型・非装着型），入浴支援】</p> <p>2分の1（上限額：1,000千円/台）</p> <p>ただし，以下のいずれもの要件を満たす介護事業所が様式1別紙（1-2）を添付して申請し，内容が適切と認められた場合は4分の3（上限額同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも見守りセンサー，インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

	<p>【移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援以外のもの】</p> <p>2分の1（上限額：300千円／台）</p> <p>ただし、以下のいずれもの要件を満たす介護事業所が様式1別紙（1-2）を添付して申請し、内容が適切と認められた場合は4分の3（上限額同じ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること <p>※1法人の上限額は10,000千円、3事業所の申請が限度です。</p>
<p>その他 要件</p>	<p>○県ホームページでの事例公表</p> <p>○研修会や意見交換会等への参加</p>

(ロ) 介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット等を介護サービス事業所に導入する事業

補助対象者	県内に介護サービス事業所を有する法人
補助対象機器の要件	入居者の生活の質の向上，介護予防等につながる次世代型のもの。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備品購入費 … 介護ロボット等の購入代金 ○ 使用料及び賃借料 … 介護ロボット等のレンタル料，リース契約料 ※ 補助金交付年度の支払分のみ対象 ○ 需用費・役務費 … 運搬費，配送料，初期設定費用 <p>※ 下記については補助対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・保険料 ・携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 ・機器のメンテナンスに要する費用 ・交付決定前に購入又は賃借したもの ・その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用
補助率 (補助上限額)	<p>2分の1（上限額：500千円/台）</p> <p>ただし，以下の要件を満たす介護事業所が様式1別紙（1-2）を添付して申請し，内容が適切と認められた場合は4分の3（上限額同じ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること <p>※1法人3事業所の申請が限度です。</p>
限度台数	<p><上限台数></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設の入居定員数を30で除した数 <p>※ 小数点以下の端数が出た場合は切上げ。</p>
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページでの事例公表 ○ 研修会や意見交換会等への参加

(ハ) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業

補助対象者	県内に介護サービス事業所を有する法人
要件	見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備と認められ、かつ、介護サービス事業所に対する整備と認められるもの。
補助対象経費	<p>1 Wi-Fi 環境を整備するために要する下記の費用 (例:配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費 … 配線工事の委託代金, Wi-Fi 環境整備に必要な有線 LAN の設備工事の委託代金 ○ 備品購入費 … モデム・ルーター、アクセスポイント等の購入代金 ○ 使用料及び賃借料 … 各種機器のモデム・ルーター、アクセスポイント等のレンタル料、リース契約料 <u>※ 補助金交付年度の支払分のみ対象</u> ○ 需用費・役務費 … 運搬費、配送料、初期設定費用 <p>2 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備品購入費 …インカムの購入代金 ○ 使用料及び賃借料 …インカムのレンタル料、リース契約料 <u>※ 補助金交付年度の支払分のみ対象</u> ○ 需用費・役務費 … 運搬費、配送料、初期設定費用 <p>3 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※ 下記については補助対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・保険料 ・介護ロボット等のメンテナンスに要する費用及び通信に係る費用 ・交付決定前に購入又は賃借したもの ・その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

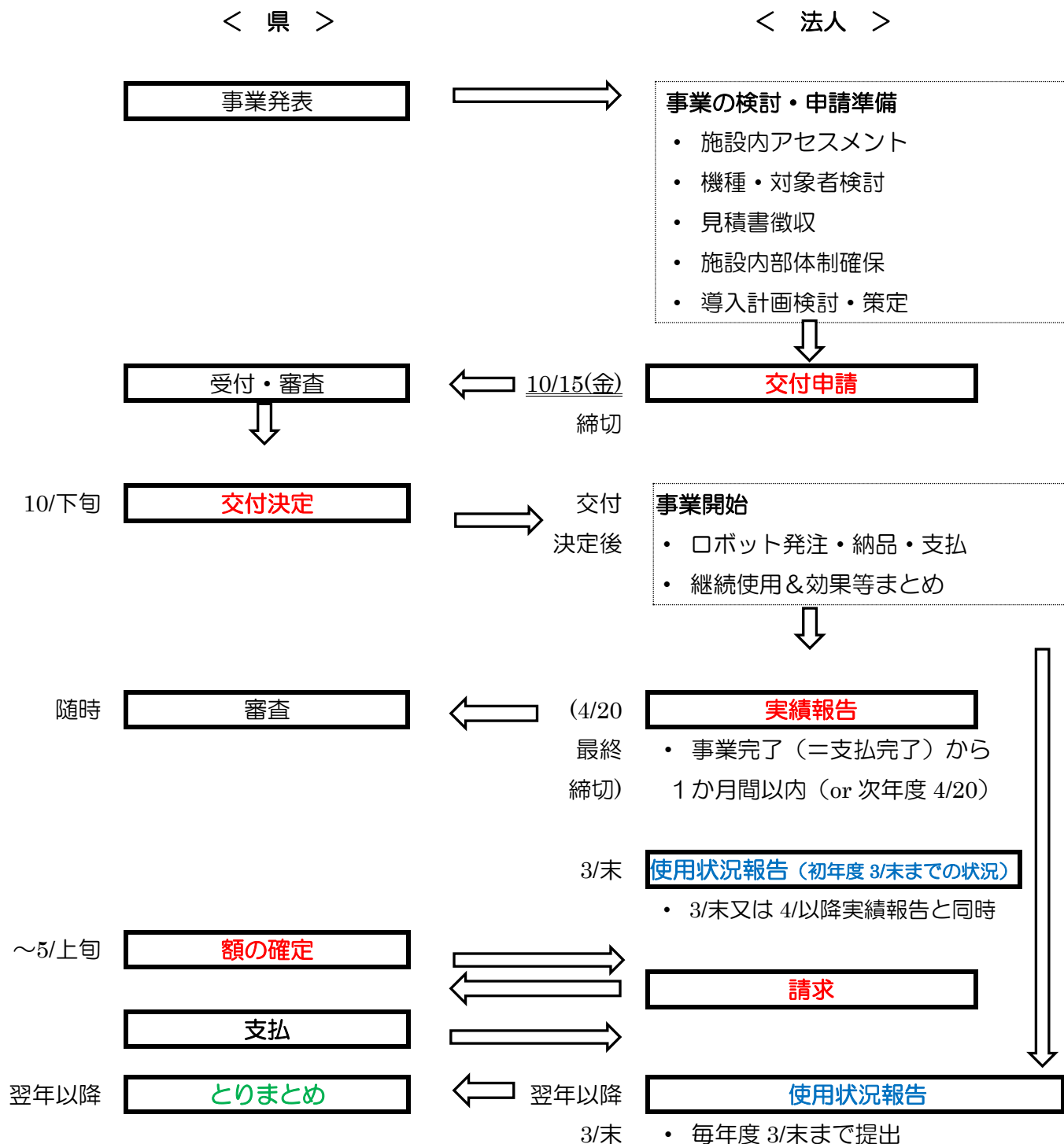
<p>補助率 (補助上限額)</p>	<p>2分の1 (上限額：7,500千円/事業所) ただし、以下のいずれもの要件を満たす介護事業所が様式1別紙(1-2)を添付して申請し、内容が適切と認められた場合は4分の3 (上限額同じ)。 ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること ※1法人3事業所の申請が限度です。</p>
<p>その他要件</p>	<p>○県ホームページでの事例公表 ○研修会や意見交換会等への参加</p>

(二) 介護記録, 情報共有, 請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末, 介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業

補助対象者	県内に介護サービス事業所を有する法人
要件等	<p>(1) 記録業務, 情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。), 請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等の業務が発生しないこと)。</p> <p>(2) 日中のサポート体制を常設していることが確認できる介護ソフトであること。</p> <p>(3) 研究開発品ではなく, 企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>※1 複数の介護ソフトを連携させることや, 既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象とする。</p> <p>※2 既に一気通貫となっている場合は, 新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフト(業務効率化に資する勤怠管理, シフト表作成, 人事, 給与, ホームページ作成などの業務)を導入することのみも対象とする。ただし, 必ず介護ソフトをインストールのうえ, 業務にのみ使用すること。(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため, 業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。</p> <p>※3 居宅介護支援事業所, 訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。)の場合には, 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。</p> <p>※4 「VISIT」(通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。)及び「CHASE」による情報収集に協力すること。</p>
補助対象経費	<p>○ タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア</p> <p>○ ソフトウェア (標準仕様や VISIT・CHASE 対応のための改修経費も含む。ただし, 開発の際の開発基盤のみは対象外。)</p> <p>○ ネットワーク機器の購入・設置</p> <p>○ クラウドサービス</p> <p>○ 保守・サポート費, 導入設定, 導入研修, セキュリティ対策, ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費。</p> <p>※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが, 対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。</p> <p>※2 タブレット端末等ハードウェアは, 生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが, たとえば, 介護に関する記録を現地で完結でき, その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか, 職員間の情報共有や職員の移</p>

	<p>動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。</p> <p>※3 本事業により導入したタブレットを、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、オンライン面会に利用すること等は差し支えない。</p> <p>※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。(ただし、通信費は対象とならない)</p>								
<p>補助率 (補助上限額)</p>	<p>2分の1</p> <p>ただし、様式第1号別紙1-(2)(介護ロボット・ICT導入計画)を添付して申請し、適切と認められるものにあつては、四分之三を乗じて得た額を上限とする。このとき、当該様式を添付し申請した場合であっても、その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において二分の一を上限として交付決定を行うことがある。</p> <p>(上限額：事業所の職員数が、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>2,600千円)</td> </tr> </table> <p>※1 法人3事業所の申請が限度です。</p>	1名以上10名以下	1,000千円	11名以上20名以下	1,600千円	21名以上30名以下	2,000千円	31名以上	2,600千円)
1名以上10名以下	1,000千円								
11名以上20名以下	1,600千円								
21名以上30名以下	2,000千円								
31名以上	2,600千円)								
<p>その他要件</p>	<p>○県ホームページでの事例公表</p> <p>○研修会や意見交換会等への参加</p>								

(3) 手続きの流れ



- ① 交付申請は、全ての書類が整った段階で受理します。
- ② 申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知します。
- ③ 予算残額がある場合は、二次募集を実施することがあります。状況についてはホームページに掲載いたします。
- ④ 補助金の支払いについては、補助金額の確定後、事業者からの請求書の提出を受けてから、概ね1か月程度で事業者の指定する口座へ入金します。
- ⑤ 補助金の交付決定を行った年度の3月末日（実績報告が4月以降となる場合は実績報告の締日）までに使用状況報告書を提出してください。その後、3年間は毎年3月末までに使用状況報告書を提出してください。
- ⑥ 県主催で開催するセミナー等への出席と県ホームページ上での事例公表に御協力願います。

(4) 申請方法

- ① 添付書類を取りまとめた上で、「令和3年度介護ロボット導入支援事業補助金交付申請書」及び添付書類を、提出期限までに県に提出してください。
提出期限は、令和3年10月15日（金）（必着）とします。
- ② 交付申請は、全ての書類が整った段階で受理します。早めに添付書類を準備いただき、記載漏れや書類の不備がないか十分に確認した上で提出願います。
- ③ 提出部数は、各1部としますが、提出書類の記載内容や添付書類に関して、県から問い合わせをする場合がありますので、事業所分として必ずコピーを保管願います。
- ④ 必要に応じて、電話や電子メールで連絡いたしますので、事業計画書には必ず担当者の電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- ⑤ 提出書類に不備があれば電話で連絡いたしますが、2週間にわたって不備が補正されない場合は、お預かりした申請書類を返送いたします。
- ⑥ 申請書類の内容審査において対象外となったものについては、書類を返戻いたします。
- ⑦ 申請様式は下記のホームページからダウンロードできます。日本工業規格A4サイズの内紙に片面印刷の上、ご使用願います。

<申請様式ダウンロード先>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/r3kaigo-dounyu.html>

- ⑧ 申請書類は、パソコン等で入力し印刷するか、黒色又は青色のボールペン等で丁寧に記入してください。消すことのできるインクのペンで記入したもの、黒色・青色以外のペンで記入したものについては、受理いたしません。
- ⑨ 当課窓口での提出又は郵送による提出をお願いいたします。書類提出に必要な経費は、申請者の自己負担となります。ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めておりません。

<郵送先>

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部 長寿社会政策課 介護人材確保推進班 宛て

(5) 必要書類について

1. 交付申請の際の必要書類と留意事項は次のとおりです。

	必要書類	留意事項等
1	交付申請書（様式第1号）	
2	事業計画書 （様式第1号別紙（1-1）及び（1-2））	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項は全て漏れなく記入してください。 提出書類に不備があった場合、電話等で連絡をいたしますので、担当者名と担当者連絡先を記入ください。
3	所要額調書 （様式第1号別紙（2））	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項は全て漏れなく記入してください。
4	見積書の写し	
5	導入する介護ロボット・ICTのカタログ等	
6	利用定員数が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の運営規程やパンフレットなど当該施設の利用定員数が確認できるものを添付してください。
7	補助事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本	
8	納税証明書（県税）	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で、直近の納税を証明したものに限りします。 全ての県税に「未納がないことの証明」が必要となります。 非課税法人の場合であっても、必要となります。
9	暴力団排除に関する誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の押印が必要です。 法人役員名簿も忘れずに添付してください。

2. 実績報告の際の必要書類と留意事項は次のとおりです。

	必要書類	留意事項等
1	実績報告書（様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度4月以降の提出の場合には、年度の末日付けて提出してください。
2	事業実績報告書 （様式第5号別紙（1））	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項は全て漏れなく記入してください。 「介護ロボットの導入効果」については、できる限り客観的な評価指標に基づいて示してください。
3	所要額精算調書 （様式第5号別紙（2））	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項は全て漏れなく記入してください。
4	見積書・納品書・請求書の写し ※工事費の場合は上記に加えて、契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等については、<u>交付決定後に契約をしたものについて対象となります</u>。領収書については、<u>年度内に支払いを完了したものが対象となります</u>。 長寿社会政策課窓口へ直接ご提出いただく際に、<u>書類の原本も確認いたします</u>ので、あわせてお持ちください。
5	補助事業に係る領収書の写し	

6	補助事業に係る歳入歳出決算 (見込)書の抄本	
7	事業実施状況の記録〔写真〕	

3. 使用状況報告の際の必要書類と留意事項は次のとおりです。

	必要書類	留意事項等
1	使用状況報告書(宮城県分) (様式第6号)	・翌年度4月以降の提出の場合には,年度の末日付けて提出してください。
2	介護ロボット・ICT使用状況 報告書 (様式第6号別紙(1))	・必要事項は全て漏れなく記入してください。 ・「介護ロボットの導入効果」については,できる限り客観的な評価指標に基づいて示してください。
3	職員アンケート (様式第6号別紙(2))	・必要事項は全て漏れなく記入してください。

※ICT導入支援事業(第2条第2項(二))を申請している場合のみ,上記に加えて厚生労働省に導入実績報告を行う必要があります。報告方法や内容は厚生労働省からの通知を受けて別途通知します。

(6) 申請書の書き方

様式第1号

様式第1号

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金交付申請書

施設又は法人の文書番号と提出日を記入
(文書番号がない場合は提出日のみ記入。)

社 福 第 〇 号
令和3年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

申請者所在地と法人名及び代表者指名を記入。
(押印不要)

このとおり記入。

申請者所在地 宮城県仙台市青葉区〇〇1-2-3
法人名 社会福祉法人〇〇会
代表者氏名 宮城 太郎

令和3年度において下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金申請額 金 900,000 円

添付書類

- 1 事業計画書(様式第1号別紙(1-1)及び別紙(1-2))
※補助率二分の一での申請を行う場合は別紙(1-2)は不要
- 2 所要額調書(様式第1号別紙(2))
- 3 見積書の写し
※ 工事費の場合は、参考見積の写しでも可
- 4 導入する介護ロボット・ICTのカタログ等
- 5 利用定員数が分かる書類
- 6 補助事業に係る歳入歳出予算書(見込書)の抄本
- 7 納税証明書(県税)
- 8 暴力団排除に関する誓約書
- 9 その他知事が必要と認める書類

所要額調書(様式第1号別紙(2))「補助所要額」の合計金額から転記。

様式第1号別紙(1-1)

様式第1号別紙(1-1)

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業計画書

担当者名 **宮城 花子**
 担当者連絡先 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**
 メールアドレス **〇〇〇@〇〇〇〇.jp**

・交付を受ける年度・担当者氏名・連絡先・メールアドレスを記入。
 ・法人名・事業所名・定員数を記入。介護サー

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別	定員数
社会福祉法人〇〇会	特別養護老人ホーム〇〇〇	施設・居宅	29

対象機器の種別	購入 リース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約(予定)期間 (工事を要する場合の契約(予定)期間)
(イ)介護職員の負担軽減に資する介護ロボットを導入する事業	購入 リース・レンタル	令和 年 月 ~ 令和 年 月
(ロ)介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボットを導入する事業	購入 リース・レンタル	令和 年 月 ~ 令和 年 月
(ハ)見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業	購入 リース・レンタル 工事	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (令和 年 月 ~ 令和 年 月)
(ニ)介護記録、情報共有、請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末、介護記録ソフト等の一式を導入する事業	購入 リース・レンタル	令和 年 月 ~ 令和 年 月

・購入又はレンタル・リースの別を記入。レンタル・リースの場合は契約(予定)期間を記入。
 ・介護ロボット・ICTの名称を記入。
 ・事業の着手日(予定)と事業の完了日(予定)を記入。購入の場合は購入契約予定日~代金を支払い予定日を記入。リース・レンタルの場合はリース・レンタル契約予定日~令和4年3月31日と記入。

対象機器名	事業の着手日(予定)	事業の完了日(予定日)
移乗介助ロボット〇〇	令和3年11月30日	令和3年12月15日

具体的な事業内容(機器導入後3年間について)

(イ)(うち移乗介助の場合)の例	
①達成すべき目標	・移乗介助による職員の負担の軽減と腰痛の発生防止 ・利用者へ安全な移乗介護を提供する
②導入すべき機器等	・移乗介助時に動作を補助してくれる介護ロボット
③期待される効果等	・移乗介助による職員の負担の軽減と腰痛の発生防止が期待される ・利用者へ安全な移乗介助を提供することができる

介護ロボットの導入後3年間についての
 ①達成すべき目標
 ②導入すべき機器
 ③期待される効果等を記入。箇条書き可。
 ※対象機器(二)の場合は、合わせて「①ICTを導入する意義・目的」~「⑤④で有の場合」まで記入。

※対象機器(二)の場合は申請時点の情報について下記①~⑤も記載すること。

- ①ICTを導入する意義・目的
(記録、情報共有、請求業務を一気通貫で行うことで介護職員の負担を軽減する。)
- ②LIFEの利用申請の有無(**有** ・ 無)
→無の場合:申請予定時期()
- ③(居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。))の場合のみ記載)ケアプラン標準仕様を実装した介護ソフトであるか(**はい** ・ いいえ)
→「いいえ」の場合:実装予定時期()
- ④データ連携の有無(予定を含む)
(**有** ・ 無)
- ⑤④で有の場合
・具体的なデータ連携の内容(ケアプラン、サービス提供票、介護記録、〇〇〇〇・・・)
・連携先(〇〇〇(事業所名)、〇〇地域包括支援センター)
・連携方法(クラウド(ソフト名:〇〇〇〇)による連携)

(注)購入又はリース・レンタルの別はどちらかに○をしてください。

様式第1号別紙(1-2)

様式第1号別紙(1-2)

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業計画書

担当者名 宮城 花子
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇.jp

・交付を受ける年度・担当者氏名・連絡先・メールアドレスを記入。
 ・法人名・事業所名・定員数を記入。介護サービスの種別はリストから選択。

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別	定員数
社会福祉法人〇〇会	特別養護老人ホーム〇〇〇	施設・居宅	29

1 介護ロボット等導入計画(補助要綱第2第2項(イ)から(ハ)に掲げる事業)※(ロ)については(4)のみ記載

(1)介護職員等の人員体制	①介護ロボット等導入前	〇〇人
	②介護ロボット導入後(見込み)	〇〇人
(2)上記に記載した介護ロボット導入後の人員数の増減を見込む理由	〇〇の導入により、年間〇〇時間の〇〇業務に係る時間の減が図られるため。	
(3)上記に記載した介護ロボット導入後の人員体制となる時期(見込み)	〇〇年〇〇月	
(4)利用者のケアの向上及び職員の負担軽減に資する具体的な取り組み	これまで〇〇業務に介護職員1人につき約〇〇時間の従事が必要であったが、〇〇を導入することで1人あたり約〇〇時間の従事で足りるようにする。	

要綱第2第2項(イ)から(ハ)に掲げる事業を補助率3/4で申請する場合は(1)~(4)を記入。ただし、(ロ)の場合は(4)のみで可。

2 ICT導入計画(補助要綱第2第2項(ニ)に掲げる事業)

(1)VISIT若しくはCHASEにデータを提供している又は提供を予定しており、利用申請を行っている	①既に提供している(提供を始めた時期: 〇〇年〇〇月)
	②利用申請を行っている(申請の時期: 〇〇年〇月)
	③CSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトである(はい・いいえ) →「いいえ」の場合:実装予定の時期()
(2)事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定している (※既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においてデータ連携を行っている場合)	①既に行っている
	・開始した時期(〇〇年〇〇月)
	・具体的なデータ連携の内容(介護記録, ケアプラン, ……)
	・連携先(〇〇〇(事業所名), 〇〇地域包括支援センター)
	・連携方法(クラウド(ソフト名: 〇〇〇〇)による連携)
	②行うことを予定している
	・開始する時期(見込み)()
・具体的なデータ連携の内容()	
・連携先()	
・連携方法()	

・要綱第2第2項(ニ)に掲げる事業を補助率3/4で申請する場合には、(1)及び(2)を記入。
 ・(2)については、①又は②のうち当てはまる方を記入。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改定版)」(厚生労働省老健局・令和2年度3月発行)を参考に記載すること。

様式第1号別紙(2)

介護サービス事業所の種別・名称		定員数 (人)	機器名	導入(予定) 台数	総事業費	寄付金その 他の収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	補助基本額	H欄の額に 乗じた額		補助所要額	
種別	名称	A	B	C	D	E	F(D-E)	G	H	I①(補助率1/2)	I②(補助率3/4)	J	K
特別養護老人 ホーム	〇〇〇	29	移乗介護口 ポット〇〇	3	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	1,920,000	960,000	1,440,000	3,000,000	1,440,000
合計					1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	1,920,000	960,000	1,440,000	3,000,000	1,440,000

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金所要額
 法人(事業者)名 **社会福祉法人〇〇会**

・交付年度を記入。
 ・法人(事業者)名を記入。

補助所要額(K)には補助基本額(H)に補助率(2分の1又は4分の3)を乗
 じた額(I)と補助上限額(J)を比較していずれか少ない方を記入。ただ
 し、補助率3/4で申請する場合でかつ②欄の額が補助上限額を下回
 る場合は、①欄ではなく②欄の数字を記載すること。

差引額F、補助基本額H、H欄の額に補助率を乗じた額I
 はそれぞれ自動計算されるため、入力不要です。

記入方法は、
 下記(注)5を参照。

- (注) 1 介護サービス事業所及び介護ロボット・ICT等の別により、それぞれ1行に記入すること。
- 2 備品購入費及び賃借料以外に必要な経費(需用費、役務費等)は、その経費を要する介護ロボット・ICT等に係る総事業費に含めること。ただし、通信環境整備に係る経費は別途記入すること。(工事費のみの場合は、B欄に「通信環境整備工事」と記載すること。その際、C欄の記載は不要。)
- 3 H欄にはF欄とG欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- 4 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- 5 J欄には、第2条第2項(イ)、(ロ)の事業については、1機器(台)あたりの補助額×導入台数と補助上限額を比較していずれか少ない方の額を記載すること。(ハ)の事業については7,500千円、(ニ)の事業については、補助上限額をそれぞれ記載すること。
- 6 K欄にはI欄の額とJ欄の額を比較していずれか少ない方の額を記載すること。ただし、補助率3/4で申請する場合でかつ②欄の額が補助上限額を下回る場合は、①欄ではなく②欄の数字を記載すること。

この金額が申請額となるので、
 様式1(交付申請書)に転記。

様式第5号

様式第5号

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金実績報告書

施設又は法人の文書番号と提出日を記入
(文書番号がない場合は提出日のみ記入。)

このとおり記入。

社 福 第 〇 号
令和3年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

申請者所在地と法人名及び代表者指名を記入。
(代表者印不要)

交付決定通知書の日付と
文書番号を記入。

申請者所在地 宮城県仙台市青葉区〇〇1-2-3
法人名 社会福祉法人〇〇会
代表者氏名 宮城 太郎

令和3年〇月〇日付け宮城県(長政)指令第〇〇号で交付決定の通知がありました介護ロボット・ICT導入支援事業補助金について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

実績報告額 金 900,000 円

添付書類

- 1 事業実績報告書(様式第5号別紙(1))
- 2 所要額精算調書(様式第5号別紙(2))
- 3 見積書, 納品書, 請求書及び支払いが分かるものの写し
※ 工事費の場合は上記に加えて, 契約書の写し
- 4 補助事業に係る歳入歳出決算書(見込書)の抄本
- 5 事業実施状況の記録(写真等)
- 6 その他知事が必要と認める書類

所要額精算調書(様式第5号別紙(2))
「補助所要額」の合計金額から転記。

様式第5号別紙（1）

様式第5号別紙（1）

令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業実績報告

担当者名 宮城 花子
担当者連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別	定員数
<u>社会福祉法人〇〇会</u>	<u>特別養護老人ホーム〇〇〇</u>	<u>施設・居宅</u>	<u>29</u>

対象機器名	導入台数	導入時期
<u>移乗介護ロボット〇〇</u>	<u>3台</u>	<u>令和3年12月15日</u>

導入効果の報告	
使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・主に移乗動作の介助時に使用。 ・若手の職員が中心となって使用しているものの、全体の装着率は1～2割程度である。
導入効果※	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗動作時の負担の軽減となっており、装着した職員に対してアンケートを取ったところ、8割の職員が負担が軽減したと回答した。 ・中腰で作業する仕事にも使用し、職員の日誌では中腰作業時に装着することによって作業効率が上がったと記録されていた。（別添日誌のコピー） <p>機器の使用により当該業務に係る職員1人当たりの介護時間はどの程度短縮されましたか。⇒1日当たり約（<u>20</u>）分</p>
導入後の課題と対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・装着率を上げる。 ・介護ロボットを使って当たり前という雰囲気作りが必要。

※導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。
例)介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者の満足度、日々の活用状況が確認出来る日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

・交付を受けた年度・担当者指名・連絡先を記入。
・法人名・事業所名・定員数を記入。介護サー

・対象機器名、台数を記入。
・導入時期については、納品した日～代金を支払った日を記入。リース・レンタルの場合はリース・レンタル契約予定日～令和2年3月31日と記入。

・機器の使用状況、導入効果及び導入後の課題を記入。箇条書きで可。
・導入効果について、導入により得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記入。

例)介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者の満足度、日々の活用状況が確認出来る日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

様式第5号別紙(2)

介護サービス事業所の種別・名称		令和3年度介護ロボット・ICT導入支援事業補助金所要額精算表										所要額 (円)					
種別	名称	法人(事業者)名 社会福祉法人○○会										補助所要額 K					
		定員数 (人) A	機器名 B	導入(予定)台数 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 F(D-E)	対象経費の支出予定額 G	補助基本額 H	H欄の額に補助率(1/2又は3/4)を乗じた額 I			補助上限額 J				
特別養護老人ホーム	○○○	29	移乗介護ロボット○○	3	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	960,000	1,920,000	3,000,000	1,440,000	1,440,000	
									0	0	0	0	0				
合計					1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	960,000	1,440,000	3,000,000	1,440,000	1,440,000	

補助所要額(K)には補助基本額に補助率(2分の1又は4分の3)を乗じた額(I)と補助上限額(J)を比較していずれも少ない方を記入。ただし、補助率3/4で申請する場合作りかた(2)欄の額が補助上限額を下回る場合は、(1)欄ではなく(2)欄の数字を記載すること。

令和3年度を記入。
法人(事業者)名を記入。

H欄の額に補助率(1/2又は3/4)を乗じた額 I
①(補助率1/2) ②(補助率3/4)
記入方法は、下記(注)5を参照。

差引額F、補助基本額H、H欄の額に補助率を乗じた額はそれぞれ自動計算されるため、入力不要です。

この金額が申請額となるので、様式1(交付申請書)に転記。

- (注) 1 介護サービス事業所及び介護ロボット・ICT等の別により、それぞれ1行に記入すること。
- 2 備品購入費及び賃借料以外に必要な経費(需用費、役員費等)は、その経費を要する介護ロボット・ICT等に係る総事業費に含まれること。ただし、通信環境整備に係る経費は別途記入すること。(工事費のみの場合は、B欄に「通信環境整備工事」と記載すること。その際、C欄の記載は不要。)
- 3 H欄にはF欄とG欄を比較していずれも少ない方の額を記載することとし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- 4 I欄には千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- 5 J欄には、第2条第2項(イ)、(ロ)の事業については、1機器(台)あたりの補助額×導入台数と補助上限額を比較していずれも少ない方の額を記載すること。(ハ)の事業については7,500千円、(ニ)の事業については、補助上限額をそれぞれ記載すること。
- 6 K欄にはH欄の額とJ欄の額を比較していずれも少ない方の額を記載すること。ただし、補助率3/4で申請する場合作りかた(2)欄の額が補助上限額を下回る場合は、(1)欄ではなく(2)欄の数字を記載すること。

(7) Q&A

No	質問	回答
1	1つの法人から、複数の事業所の申請は可能か。	1つの法人から3事業所までの申請が可能です。なお、併設されている事業所であっても、1つの指定につき1事業所として申請して下さい。
2	全国展開しており他県にも事業所を有する法人の場合、他県に所在する事業所で他県の同様の補助金を受けているが対象となるか。	本事業は宮城県として行う事業です。本県内の事業所で判断しますので、県内事業所を選択し、申請してください。
3	導入を検討している機器が、補助対象の「介護ロボット」に該当するかわからない。	経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）で採択されたもののほか、「ロボット介護機器導入実証事業」で採択されたものであれば、要綱に定める要件を満たす機器と認められるため、補助対象となります。
4	介護ロボットポータルサイトに経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択された機器が掲載されているが、これらが全て対象となるか。	介護ロボットポータルサイトには、すでに商品化された機器のほかに、現在開発中の機器も掲載されています。補助の要件としては、市場的要件〔販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるもの〕を充たす必要がありますので、機器の開発状況の詳細は各メーカーにお問い合わせください。
5	目的要件に「⑥介護業務支援」とあるが、具体的にどのような機器が対象となるか。	ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器です。 各重点分野においてどのような機器があるか、介護ロボットポータルサイト (http://robotcare.jp/) 等を参考にしてください。
6	付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば対象になります。
7	見守り支援機器と連動するパソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば含まれますが、汎用性のあるパソコン、タブレット、モバイル端末は含まれません。
8	役務費は、どのようなものが対象となるか。	事業所（施設）までの運搬費、配送料、初期設定費用が対象となります。 なお、設置のための工事費用は対象外です。

No	質問	回答
9	契約はいつ行えば良いのか。	県からの <u>交付決定通知日より後に</u> 、契約及び引渡しを行ってください。 <u>補助金交付決定前に契約を締結したものは、補助対象となりません。</u>
10	在宅系サービス(訪問看護など)で利用定員がない場合、利用定員数をどう考えればよいか。	過去3年間の利用数の平均で判断してください。
11	いつまでに介護ロボットを導入する必要があるか。	交付決定を受けた年度中に導入し、支払いまで完了してください(銀行振込みの場合も、3月末までに振り込まれた分が対象)。 <u>年度を越えてから支払われたものは、補助対象となりません。</u>
12	製造業者の都合で今年度に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	申請した年度内に納品されない場合、補助金の交付を受け取ることはできません。
13	リース又はレンタルの場合は、当該年度分のみが交付対象となっているが、年度途中で導入すると、申請額は月割して導入日から年度内(当該年度の3月31日)までの分となるのか。	そのとおりです。 令和3年度においては、令和4年3月31日までに支払いが完了したものののみ、補助の対象となります。
14	リース又はレンタル期間を3年未満に設定することは可能か。	介護ロボットの導入後、原則として3年間、介護ロボット導入後の使用状況及び効果を検討していただくことになっています。リース又はレンタル期間は最短でも3年間の設定としてください。
15	事業計画書には、何を記載すべきか。	補助金の趣旨が、「介護従事者の負担軽減」であることを考慮し、達成すべき目標と期待される効果を記載してください。

No	質問	回答												
16	実績報告書の提出は、郵送で良いか。また、確認の書類として添付すべきものはあるか。	契約書、領収書等の原本を確認しますので、実績報告の書類一式については、長寿社会政策課窓口に直接ご提出ください。												
17	使用状況報告書の提出はいつまでに行う必要があるか。	<p>介護ロボット導入支援事業の使用状況報告は、導入後3年間の検証結果について必要となっております。</p> <p><例>令和3年12月1日に介護ロボットを導入した場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>令和4年3月31日まで (実績報告が翌年度4月以降の場合はその日まで)</td> <td>購入日から令和4年3月31日までの使用状況報告</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>令和5年3月31日まで</td> <td>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用状況報告</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>令和6年3月31日まで</td> <td>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用状況報告</td> </tr> <tr> <td>最終</td> <td>令和7年3月31日まで</td> <td>令和6年4月1日から令和7年11月30日までの使用状況報告</td> </tr> </tbody> </table>	1回目	令和4年3月31日まで (実績報告が翌年度4月以降の場合はその日まで)	購入日から令和4年3月31日までの使用状況報告	2回目	令和5年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用状況報告	3回目	令和6年3月31日まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用状況報告	最終	令和7年3月31日まで	令和6年4月1日から令和7年11月30日までの使用状況報告
1回目	令和4年3月31日まで (実績報告が翌年度4月以降の場合はその日まで)	購入日から令和4年3月31日までの使用状況報告												
2回目	令和5年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用状況報告												
3回目	令和6年3月31日まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用状況報告												
最終	令和7年3月31日まで	令和6年4月1日から令和7年11月30日までの使用状況報告												
18	補助対象機器のうち、介護職の魅力向上に資する次世代型のロボット等介護機器とは、どのようなものが対象となるか。	ロボット等の使用により入居者のQOLの向上が見られるものであり、具体的には、コミュニケーションロボット等となります。												

No	質問	回答
19	補助対象経費のうち、導入初期段階で必要となる研修費用とは、具体的にどのようなものか。	機器の特殊性により、導入の際に職員のための研修が必要な場合に、研修費用も補助対象とするものです。
20	ロボット等介護機器の導入について、本体価格、アプリケーション利用料3年分、保険料3年分がパックとなっているが、どこまでが補助金の対象となるか。	購入し一括払いの場合には、本体価格及びアプリケーション利用料3年分が対象となります。レンタルの場合には、本体レンタル価格、アプリケーション利用料の年度末までが対象となります。いずれの場合でも、保険料は対象とはなりません。
21	使用状況報告書の「職員アンケート」はどのタイミングで行えばよいか。また、①導入後に異動等により、途中から使用する職員や②導入後に異動等により不在となり、途中で使用しなくなる職員の対応をどのようにするか。	<p>(1)導入前アンケート 導入年度の導入前に記入をお願いします。また、①の職員については、実際に現場勤務を行う前に記入をお願いします。</p> <p>(2)導入後アンケート ①の職員については、異動等で使用を開始した年度からの記入をお願いします。②の職員については、異動等の前日までの使用していた日までの記入をお願いします。</p> <p>施設としての報告期間（導入以後3年間）には変わりありません。②の職員については、異動等で不在となった旨がわかるよう、アンケート余白に記入をお願いします。不在となったときからのアンケートは白紙でかまいません。</p>
22	使用状況報告書の「職員アンケート」を行った後に集計等をする必要があるか。また、「職員アンケート」は該当年度のみでの提出でよいか。	法人では施設アンケートのとりまとめと全体の状況報告の記入となります。いただいたアンケート結果の集計につきましては、県側で行います。「職員アンケート」の提出は該当年度のみではなく、全てについてコピーし、各年度に提出していただくようお願いします。

No	質問	回答
23	<p>本事業によって導入する介護ソフトの改修状況により、ケアプラン標準仕様や LIFE の CSV 連携標準仕様が申請時点で実装されていない場合はどのように対応すれば良いか。</p>	<p>ケアプラン標準仕様は居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等が本事業により介護ソフトを導入するにあたり必須の要件としています。また、LIFE の CSV 連携標準仕様は、補助上限額を3/4とする場合に必須の要件としています。いずれも、介護ソフトが改修途中である等の事情から申請時点で実装が間に合わない場合は、ベンダーのカタログ等、標準仕様への対応予定がわかる資料の添付及び次年度中に実装完了の報告をいただくことで申請を可能とします。</p>
24	<p>「VISIT」「CHASE」は「LIFE」のことを指すのか。</p>	<p>その通りです。(従前から運用されていた、通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム (VISIT) 及び高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム (CHASE) が、令和3年4月1日から「科学的介護情報システム (LIFE)」となったものです。) LIFE を利用されている場合には、要綱等の「VISIT」「CHASE」を「LIFE」に読み替えていただいて問題ありません。</p>


2 対象となる機器の例について

2 対象となる機器の例について

下記の機器等は、例として、補助対象機器の要件に該当するか否かを示しているものです。本県の補助事業において機器等の認証等はありません。下記以外の機器であっても、要件を満たすものであれば対象となります。

また、補助対象機器に、別の用途の機器等が付属する場合など、複数の機器が連動して機能するものについては、補助対象の範囲を判断することがございますので、ご理解願います。



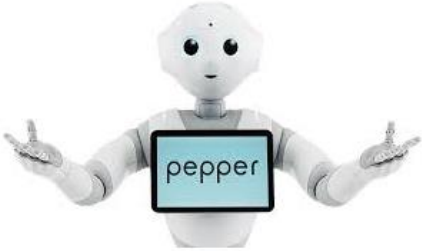


補助対象機器について、個別に相談等がございましたらお問合せください。

目的	機器 (メーカー)	該当するか否か	備考
見守り	ネオスケア (ノーリツプレジジョン(株)) 	○ (イ)	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
見守り	A.I.ViewLife (エイアイビューライフ(株)) 	○ (イ)	
見守り	Mi-Ru [ミール] (ワイエイシイエレックス(株)) 	○ (イ)	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」

目的	機器（メーカー）	該当するか否か	備考
見守り	<p>OWLSIGHT ((株)イデアクエストイノベーション)</p> 	○(イ)	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
見守り	<p>ケアサポートソリューション (コニカミノルタ(株))</p> 	○(イ)	
見守り	<p>aams.介護((株)バイオシルバー)</p> 	○(イ)	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
見守り	<p>眠りSCAN (パラマウントベッド(株))</p> 	○(イ)	
見守り	<p>mimamome(KAMARQ)</p> 	○(イ)	

目的	機器（メーカー）	該当するか否か	備考
見守り	シルエット見守りセンサ（キング通信工業(株)） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
見守り	あなたの安心（(株)コンテック） 	○（イ）	
見守り	見守りカメラ（アイホン(株)） 	○（イ）	
移乗介助	HAL 介護支援用（腰タイプ）（CYBERDYNE(株)） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
移乗介助	マッスルスーツ（(株)イノフィス） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」

目的	機器（メーカー）	該当するか否か	備考
移乗介助	ROBOHELPER SASUKE（マッスル(株)） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
移乗介助	リシオーネPlus （パナソニックエイジフリー（株）） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
移動支援	RT. 1/RT. 2（RT.ワークス（株）） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
排泄支援	D Free （トリプル・ダブリュー・ジャパン（株）） 	○（イ）	
排泄支援	自動排泄処理ロボット「マインレット爽」 （株）プロモート 	○（イ）	<参考>機器詳細  （株）プロモート web サイト

目的	機器（メーカー）	該当するか否か	備考
入浴支援	Wells リフトキャリア （積水ホームテクノ（株）） 	○（イ）	経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」
コミュニケーション	テレノイド （（株）テレノイドケア） 	○（□）	H29.10 から重点分野に コミュニ ケーション追加
コミュニケーション	Pepper （ソフトバンク（株）） 	○ （イ）（□）	H29.10 から重点分野に コミュニ ケーション追加
コミュニケーション	SOTA （ヴイストーン（株）） 	○ （イ）（□）	H29.10 から重点分野に コミュニ ケーション追加
コミュニケーション	PALRO （富士ソフト（株）） 	○ （イ）（□）	H29.10 から重点分野に コミュニ ケーション追加

目的	機器（メーカー）	該当するか否か	備考
見守り	ペイシエントウォッチャー ((株)アルコ・イーエックス) 	○(イ)	
排泄支援	排泄センサーヘルプ パッド ((株)ABA) 	○(イ)	

※ 各重点分野における機器の種類は、介護ロボットポータルサイト (<http://robotcare.jp/>) 及び(公財)テクノエイドのロボット関連の事業報告 (<http://www.techno-aids.or.jp/>) 等を参考にしてください。

※ 経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において開発中の機器は、市場的要件を満たした時点から、介護ロボット導入支援事業の対象となります。既存の機器(開発中の機器の前モデル)等については、交付要綱の要件を満たすかを判断いたします。